特定高圧ガス消費届書について手引き

１　特定高圧ガスを消費する場合は、都道府県知事への届出が必要です。

次表の「ガスの種類」の項に掲げるガスを、「貯蔵量」の項に掲げる量を貯蔵し消費しようとする者は、それぞれのガスの消費開始の日の20日前までに、事業所ごとに、その旨を県知事に届け出なければなりません。

|  |  |
| --- | --- |
| ガスの種類 | 貯蔵量 |
| モノシラン、ホスフィン、アルシン、ジボラン、セレン化水素、モノゲルマン、ジシランの圧縮ガス及び液化ガス | 常に |
| 圧縮水素 | 300㎥以上 |
| 圧縮天然ガス | 300㎥以上 |
| 液化酸素 | 3,000kg以上 |
| 液化アンモニア | 3,000kg以上 |
| 液化塩素 | 1,000kg以上 |
| 液化石油ガス | 3,000kg以上 |

２　手続きに必要な書類

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 書類 | 部数 | 備考 |
| 特定高圧ガス消費届書（様式第２９）（様式第２８） | 1 | 控えが必要な時は、副本とともに２部提出すること、 |
| 消費施設等明細書 | 1 | 下記の項目について具体的に記載してください。1. 消費（消費に係る貯蔵及び導管による輸送を含む）の目的
2. 特定高圧ガスの貯蔵設備の貯蔵能力
3. 法第24条の3第1項及び第2項の技術上の基準に関する事項
4. 消費施設の位置及び付近の状況を示す図面
 |
| 事業所全体平面図 | 1 |  |
| フローシート又は配管図 | 1 |  |
| 特定高圧ガス消費施設の配置図 | 1 |  |
| 機器等一覧表 | 1 |  |
| 貯蔵設備等の耐圧・気密性能試験成績書及び強度計算書に対応する事項 | 1 |  |
| 高圧ガス設備の基礎及び支持構造物の構造を示した図面 | 1 |  |
| 法人登記簿謄本又は個人事業主の住民票 | 1 |  |

３　手数料

　　不要

４　届出の方法

届出に必要な書類を、次の申請先に郵送し、又は持参してください。

|  |
| --- |
| 鳥取県危機管理局消防防災課〒６８０－８５７０　鳥取市東町一丁目２７１番地　電話　０８５７－２６－７０６３ |

様式第２９（一般則第５３条）、様式第２８（液石則第５１条）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 特定高圧ガス消費届書 | 一般液石 | ×整理番号 |  |
| ×受理年月日 |  年 　 月 　 日 |
| 消費をする特定高圧ガスの種類 |  |
|  | 　 |
|  | 〒　 |
|  | 〒　 |

 　 年 月 日

 代表者 氏名

 鳥取県知事 様

備考 １ この用紙の大きさは、日本産業規格A４とすること。

 ２ ×印の項は記載しないこと。